

【フランス】公衆衛生上の危機の終結の管理に関する法律

海外立法情報課 奈良 詩織

* 2021年5月31日、2020年10月17日に始まった第2回緊急事態が、海外県である仏領ギアナ以外で解除される6月2日から9月30日までを移行期間とし、感染症流行の収束に向けた措置を講ずるための法律第2021-689号が制定された。

1 制定の背景と経緯

(1) 二度の緊急事態宣言

フランスは、2020年1月24日に新型コロナウイルス感染症の患者が初めて確認されて以降、その全国への感染拡大に対処するため、二度にわたり、公衆衛生上の緊急事態 (état d'urgence sanitaire. 以下「緊急事態」)¹の下に置かれた。その第1回は同年3月24日に始まり²、その終期は同年5月24日とされていたが、一度延長され、同年7月11日に解除された³。その後、2020年秋から再び感染の拡大が顕著になったため、同年10月17日から、再度緊急事態の下に置かれた (第2回緊急事態)⁴。第2回緊急事態は二度の延長を経て⁵、2021年6月1日にその終期を迎えた。

(2) 制定の経緯

この第2回緊急事態を終結させた、同感染症の流行の収束に向けた措置を講ずるための政府提出法律案が、2021年4月28日、ジャン・カステックス (Jean Castex) 首相により、大臣会議 (Conseil des ministres) に提出された。本法律案の審議には、審議促進手続 (procédure accélérée)⁶が採用された。本法律案は上下両院で可決された後、両院協議会での調整を経て、同年5月25日に下院で再度可決された。同27日に上院で再度可決された直後、本法律案は60人以上の下院議員の請求により憲法院 (Conseil constitutionnel) の合憲性審査に付されたが⁷、同31日に憲法院は合憲の判断を下し、同日、大統領審署を経て「公衆衛生上の危機の終結の管理に関する法律第2021-689号」⁸として制定された。本法律は6月1日に公布され、2日から施行された。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年7月7日である。

¹ 特に感染症の流行によって、市民の健康が危険にさらされ、大きな被害が発生している状況の下で、それに対処するために、移動、営業及び集会の自由の制限、財とサービスの徴用、一時的な物価統制といった例外的な措置を採用することを認めるもの。

² 三輪和宏「【フランス】新型コロナウイルス感染症の流行に対処する緊急法の制定」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, pp.6-11. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512839_po_02840103.pdf?contentNo=1>

³ 三輪和宏「【フランス】公衆衛生上の緊急事態の終結を組織する法律の制定」『外国の立法』No.285-2, 2020.11, pp.6-7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11570689_po_02850203.pdf?contentNo=1>

⁴ 三輪和宏「【フランス】再度の公衆衛生上の緊急事態について定めるデクレと法律」『外国の立法』No.287-1, 2021.4, pp.6-9. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11659059_po_02870103.pdf?contentNo=1>

⁵ 1度目の延長により、同緊急事態の終期は同年11月17日から2021年2月17日へと変更され、その後、再度の延長により、その終期が2021年6月1日とされた。三輪 同上, p.6 参照。

⁶ 先議の院で法律案提出から6週間、後議の院で法律案の送付後4週間が経過した後でなければ、本会議の審議を行うことができないという原則を適用しないことを認める手続 (フランス憲法 (1958年制定) 第42条第4項)。

⁷ 衛生パス (第1条) や夜間外出禁止令 (第2条) に関する規定に不明瞭な部分があることや、感染症対策の一環として、個人情報収集・保存されることへの懸念が、提訴の主な理由である。

⁸ Loi n° 2021-689 du 31 mai 2021 relative à la gestion de la sortie de crise sanitaire. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043567200/>>

2 本法律の主な内容

本法律は、全 18 か条から成る。その主な内容は、次のとおりである。

(1) 公衆衛生上の緊急事態終結後の移行期間及び衛生パス (pass sanitaire) の導入 (第 1 条)

第 2 回緊急事態が解除される 2021 年 6 月 2 日から同年 9 月 30 日までを移行期間とする。この期間中、首相はデクレ (政令) により、①移動及び公共交通機関の利用、②人々が集まる施設の営業及びそれらの施設への立入り、③集会等を、制限又は禁止できる⁹。

また、2021 年 6 月 9 日以降、フランス本土、コルシカ島又は海外領土との往来時及び大規模な集会やイベントへの参加時には衛生パスが必要となる。衛生パスは、紙又はスマホアプリ (TousAntiCovid) で発行され、①欧州連合 (EU) が認証するワクチンを接種済み、②所定の期間内¹⁰の PCR 検査の結果が陰性、③新型コロナウイルス感染症感染からの回復、のいずれかを証明するものである。

なお、2021 年 7 月 1 日から、EU において、同一の様式で「EU デジタル COVID 証明書」の運用が始まった。同日から、衛生パスは、EU の規則にのっとったもの¹¹として使用できる。

(2) 夜間外出禁止令の緩和 (第 2 条)

夜間外出禁止令を段階的に緩和し、2021 年 6 月 30 日で解除する。具体的には、夜間外出禁止の時間帯は、同年 5 月 19 日から、午後 9 時から翌日の午前 6 時までとされていたが、同年 6 月 9 日以降、その開始時刻を午後 11 時へと遅らせ、感染状況次第で同 30 日に禁止令を解除する。ただし、感染拡大が弱まった地域については、県地方長官 (représentant de l'Etat dans le département)¹²の判断により、同 30 日よりも前に禁止令を解除することができる。

(3) 仏領ギアナにおける公衆衛生上の緊急事態の延長 (第 3 条)

海外県である仏領ギアナ (Guyane française) について、公衆衛生上の緊急事態を 2021 年 9 月 30 日まで延長し、本法律第 1 条及び第 2 条の規定の適用対象外とする。

(4) 検疫体制の強化 (第 5 条 2°)

感染流行地からの旅行者を対象とする検疫及び一定期間の隔離措置について¹³、フランス国内全体において、これらの措置の効果を保証することを目的として、対象者が選択した宿泊場所を変更できる権限を県地方長官に与えることで、検疫体制の強化を図る¹⁴。

(5) 保健担当大臣が講ずることのできる措置 (第 6 条)

深刻な公衆衛生上の脅威がある場合に、緊急事態の終結以降も、保健担当大臣は、根拠を示したアレテ (arrêté)¹⁵により、公衆衛生上の利益において、かつ、この脅威が人々の健康に与える影響を予防し、抑制するという目的のみにおいて、公衆衛生制度の組織及び機能に関する

⁹ 第 1 回の緊急事態解除後の移行期間中 (2020 年 7 月 11 日から同年 10 月 16 日まで) は、これらに加えて、航空機利用時のウイルス検査を義務付ける措置も講ずることができた。三輪 前掲注(3)参照。

¹⁰ 大規模な集会への参加の場合には 8 時間以内、出入国の場合には 72 時間以内。

¹¹ 濱野恵 「【EU】EU デジタル COVID 証明書規則の公布、域内移動制限の協調に関する EU 理事会勧告の再改正」『外国の立法』No.288-2, 2021.8, pp.2-5.

¹² 閣議を経た大統領デクレによって国が任命を行う。

¹³ 公衆衛生法典 (Code de la santé publique) L.第 3131-15 条 II 及び同法典 L.第 3131-17 条に規定される。

¹⁴ 従前の制度では、これらの措置は、自宅又は適切な宿泊場所のうち、対象者が選択した場所で行われていた。例外的に、海外県及び海外領土では、当該地域を管轄する地方長官がその実施場所を変更する権限を有していた。

¹⁵ 各省大臣及び行政機関による命令、処分、規則の総称。

個別の法的措置¹⁶並びに検疫及び一定期間の隔離措置¹⁷を講ずることができる。

(6) 新型コロナウイルス感染症の感染者に関する情報 (第7条)

新型コロナウイルス感染症の流行に対処するために、①感染者及び濃厚接触者の情報を登録・管理するシステムであるコンタクト・コヴィッド (Contact-COVID) と②検査情報システム (Système d'Informations de DEPistage: SI-DEP)¹⁸ という2種類の公的情報システム¹⁹を使用して収集したデータを、全国医療データシステム (Système National des Données de Santé: SNDS)²⁰ に集約する。

(7) 公衆衛生上の危機における特例を定めるオルドナンスの延長 (第8条)

公衆衛生上の危機下での特例措置に関して、2020年3月25日から同年12月16日までに制定された12本のオルドナンス (ordonnance)²¹の適用期間を、2021年9月30日まで延長する。

(8) オルドナンスにより規定できる事項の追加 (第12条)

政府に対し、①部分的失業制度 (activité partielle)²²及び長期部分的失業制度 (activité partielle de longue durée)²³、②2021年の「冬の休戦 (trêve hivernale)」²⁴の延長等、③舞台芸術や映画の分野で活動する俳優や技術者等に対する失業補償 (indemnisation chômage) の受給期間の延長に関して、オルドナンスで制定する権限を付与する。

(9) 2021年6月に実施される地方議会選挙に関する規定 (第14条、第15条)

2021年6月に実施される県議会選挙、地域圏議会選挙並びにコルシカ島 (Corse)、海外県である仏領ギアナ及びマルティニーク (Martinique) の各議会の統一選挙²⁵に関して、その選挙運動を簡素化し、投票に関する要件を緩和する (第14条)。ただし、仏領ギアナ議会選挙の投票は、現地の公衆衛生の状況が改善しない場合、中止とする (第15条)²⁶。

(i) 選挙運動に関する規定

まず、候補者は、自身の公約を記載した回状 (circulaire) を、電子版で選挙運動委員会

¹⁶ 公衆衛生法典 L.第 3131-15 条 I に規定される諸措置。

¹⁷ 前掲注(13)参照。

¹⁸ 新型コロナウイルス感染症の国内の検査結果を原則として全て登録・管理するシステム。

¹⁹ 2021年7月現在、これらのシステムの運用期間は2021年12月31日まで延長されている。コンタクト・コヴィッド及びSI-DEPについては、三輪 前掲注(4), pp.8-9参照。

²⁰ 2016年の医療制度現代化法 (Loi n° 2016-41 du 26 janvier 2016 de modernisation de notre système de santé. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000031912641/>>)により導入された、公衆衛生関連の主要データベースを統合したシステム。全国労働者医療保険金庫 (Caisse Nationale de l'Assurance Maladie des Travailleurs Salariés) が運営している。集約されたデータは、匿名化された上で20年間保存される。

²¹ 法律事項に属する特定の事項について、国会からの授権により政府が定める法規。オルドナンスは、所定の期間内に追認の政府提出法律案 (projet de loi de ratification) が国会に提出されない限り、失効する (フランス憲法 (1958年制定) 第38条)。

²² 社会的・経済的打撃を受けた企業に対する雇用維持のための支援策。当初、業務を縮小した企業はその従業員に対して額面給与の70%に相当する休業手当を支払い、休業させた従業員の数及び休業時間数に応じた補助金を支給する制度であったが、その後、企業への助成水準が段階的に引き下げられた。

²³ 2020年7月1日に運用が開始された、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済危機の中で、継続的に業務を縮小した企業について、一定の所得水準を保証することで、当該企業における雇用の維持を保証するための支援制度。「雇用維持のための業務縮小 (activité réduite pour le maintien en emploi)」とも呼ばれる。

²⁴ 毎年11月1日から翌年3月1日までの、生活困窮者に対する支援措置が取られる期間。この期間中、電気やガスの供給者は請求書の未払を理由とするそれらの供給停止を禁じられるほか、未執行の強制退去の執行は原則として猶予される。2020年11月1日に始まった「冬の休戦」の期間は、2021年5月31日まで延長された。

²⁵ これらの選挙は、2021年3月に実施される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、同年6月に延期されていた。延期後の期日は、第1回投票が2021年6月20日、第2回投票が同27日である。

²⁶ 他の地方選挙と同様に、2021年6月20日及び同27日に投票が実施された。

(commission de propagande)に提出することを認められた²⁷。提出された回状は、内務省 (Ministère de l'Intérieur) のウェブサイトで公開された²⁸。

また、地方のテレビ局及びラジオ局が、2021年6月の統一選挙の候補者同士の討論を企画し、放送することを法的に定める。これまでの制度では、公共放送がこうした討論を企画し、放送することに関する法的規定は存在しなかったが、各候補者の選挙運動の機会を確保し、かつ、候補者の公平な処遇という原則を遵守させるために、2021年6月の統一選挙について、法律上規定されることとなった。放送された議論は、各放送サービスのチャンネルのウェブサイトで、選挙運動の期間が終了するまでアクセスできるようにしなければならない。

(ii) 投票方法に関する規定

まず、公衆衛生上の安全対策をより講じやすくすることを目的として、2021年6月の統一選挙の投票所を屋外に設置することが認められた²⁹。

次に、2021年6月の統一選挙について、2つ以上の選挙の投票が同じ投票室 (salle de vote) で行われる場合に、登録有権者数300人につき1つの投票ボックス (isoloir)³⁰を設置することを定める³¹。ただし、この規定は、2021年6月の統一選挙にのみ適用される³²。

最後に、新型コロナウイルス感染症を含む病気又は重度の身体障害を理由に、代理人による投票を希望する者について、その申請手を緩和する。代理人による投票を希望する者で、病気又は重度の身体障害を理由に自宅での委任状作成³³を希望する者は、申請書を提出するために出頭することが困難であることを証明する医師の診断書等を併せて提出しなければならないが、2021年6月の統一選挙においては、そうした証明書の提出を免除する。

3 その後の動き

2021年6月16日、カステックス首相が記者会見を開き、想定以上の感染状況の改善を理由に、屋外でのマスク着用義務を翌17日に解除すること及び夜間外出禁止令を同20日以降解除することを発表した³⁴。また、同21日には、いずれも条件付きではあるが、同30日からはコンサートの開催を、7月9日からはディスコ及びナイトクラブの営業再開をそれぞれ許可することが発表された³⁵。

²⁷ 通常の制度では、候補者が所定の大きさの紙に印刷し、提出した回状を、選挙運動委員会が有権者に配布する。

²⁸ “Consultez les programmes des candidats,” Ministère de l'Intérieur. <<https://programme-candidats.interieur.gouv.fr/>>

²⁹ 平時における選挙の投票は、県のアレテ (arrêté) により定められる、屋内に設置された投票室で行われる。

³⁰ 投票用紙を用いて投票を行う場合、投票室の中に設置された投票ボックス内で投票用紙を投票用封筒に入れ、その投票用封筒を投票箱に投入することで、投票が完了する。

³¹ 登録有権者数に応じて、投票ボックスを増設すべきことは定められている (選挙法典 L.第 62 条) が、同日に同じ投票室で2つ以上の選挙の投票が行われる場合の増設に関しては、定められていない。なお、フランスでは、県議会選挙と地域圏議会選挙は同日に行われることが定められている (選挙法典 L.第 336 条)。

³² 上院での委員会審査の際に、本法律案の報告書を作成したフィリップ・バ (Philippe Bas) 議員が提出した修正案の可決により追加された規定。バ議員は、この規定の適用により、投票可能な票数に対して投票ボックスの合計数が半減する可能性や、それにより全ての有権者が投票ボックスを使用できなかった場合に一部の投票が無効となる可能性を懸念した。

³³ 代理人による投票の申請は、申請書を所定の機関に提出する手続又は遠隔手続のいずれかにより行われる。病気又は重度の身体障害を理由に、所定の機関への出頭が困難である場合には、希望者の居住地又は勤務地を管轄する司法裁判所判事により任命された公務員又は司法警察職員が、希望者の自宅を訪問し、委任状を作成する。

³⁴ “Fin du port du masque à l'extérieur dès le 17 juin, levée du couvre-feu à partir du 20 juin,” Service-Public.fr, 2021.6.16. <<https://www.service-public.fr/particuliers/actualites/A14987>>

³⁵ “Les discothèques pourront rouvrir le 9 juillet, les concerts debout autorisés dès le 30 juin,” *Le Monde*, 2021.6.21. <https://www.lemonde.fr/economie/article/2021/06/21/les-discothèques-pourront-rouvrir-le-9-juillet-les-concerts-debout-autorises-des-le-30-juin_6085029_3234.html>